

一、本組合は、主として、労働者及び労働組合の福利増進を目的とし、その事業を遂行するものとする。
 二、本組合は、中央及び地方の労働組合と提携し、その福利増進に努めるものとする。
 三、本組合は、労働者の福利増進に努め、その福利増進に資する事業を遂行するものとする。
 四、本組合は、労働者の福利増進に努め、その福利増進に資する事業を遂行するものとする。
 五、本組合は、労働者の福利増進に努め、その福利増進に資する事業を遂行するものとする。
 六、本組合は、労働者の福利増進に努め、その福利増進に資する事業を遂行するものとする。
 七、本組合は、労働者の福利増進に努め、その福利増進に資する事業を遂行するものとする。
 八、本組合は、労働者の福利増進に努め、その福利増進に資する事業を遂行するものとする。
 九、本組合は、労働者の福利増進に努め、その福利増進に資する事業を遂行するものとする。
 十、本組合は、労働者の福利増進に努め、その福利増進に資する事業を遂行するものとする。

財団法人協調會大阪支所

- 一、二百名以上ノ労働者ヲ以テ組織セル労働組合タルコト
- 二、毎月定額ノ本部費ヲ納付スルハ勿論大會及中央委員會ノ決議セル臨時費ヲ負擔シ且ツ後日脱退シ又ハ脱退セシメラル、コトアルモ財産上何等ノ請求ヲナサザルコトヲ誓約スルコト
- 三、組合ノ名稱、會員數及ビ支部數、事務所所在地、創立年月日、本部役員ノ氏名及ビ住所、創立ニ至ル經過ノ大要等ヲ記入セル加盟申込書ヲ差出スコト
- 第廿二條 本總同盟ニ加盟スルコトヲ承認セラレタル組合ハ最初ノ本部費ヲ納付セル時ヨリ左ノ特權ヲ有ス
 - 一、其組合ノ名稱ノ冠頭ニ本總同盟ノ名稱ヲ用ヒ其組合員ハ本同盟ノ徽章ヲ佩用シ得ル事
 - 二、本則第十六條ニ定ムル所ニ從ヒ代議員ヲ選出シ大會ニ派遣シ得ルコト